

<p>ホ・ハ (略)</p> <p>ト 短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護保健施設サービス及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）</p> <p>(1) 介護老人保健施設基準第三十条第一項に規定する協力医療機関及び同条第六項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況</p> <p>(2) (略)</p> <p>チ 短期入所療養介護（介護医療院）、介護医療院サービス及び介護予防短期入所療養介護（介護医療院）</p> <p>(1) 介護医療院基準第三十四条第一項に規定する協力医療機関及び同条第六項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況</p> <p>(2) (略)</p> <p>リ (略)</p> <p>又 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>(1) 指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する協力医療機関及び同条第六項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況</p> <p>(2) (略)</p> <p>ル 介護福祉施設サービス</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項に規定する協力医療機関及び同条第六項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況</p> <p>(2) (略)</p> <p>ヲ (略)</p> <p>第二・第三 (略)</p>	<p>ホ・ハ (略)</p> <p>ト 短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護保健施設サービス及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）</p> <p>(1) 介護老人保健施設基準第三十条第一項に規定する協力病院及び同条第二項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況</p> <p>(2) (略)</p> <p>チ 短期入所療養介護（介護医療院）、介護医療院サービス及び介護予防短期入所療養介護（介護医療院）</p> <p>(1) 介護医療院基準第三十四条第一項に規定する協力病院及び同条第二項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況</p> <p>(2) (略)</p> <p>リ (略)</p> <p>又 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>(1) 指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する協力病院及び同条第二項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況</p> <p>(2) (略)</p> <p>ル 介護福祉施設サービス</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項に規定する協力病院及び同条第二項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況</p> <p>(2) (略)</p> <p>ヲ (略)</p> <p>第二・第三 (略)</p>
---	---

<p>第十六条 介護保険法施行規則の一部を次の表のように改正する。</p> <p>改 正 後</p> <p>第二百二十八条 法第七十二条第一項の厚生労働省令で定める種類の居室サービスは、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションとする。</p> <p>第四百十条の十九 法第十五条の十一において準用する法第七十二条第一項の厚生労働省令で定める種類の介護予防サービスは、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設又は介護医療院により行われるものに限る。）とする。</p>	<p>改 正 前</p> <p>第二百二十八条 法第七十二条第一項の厚生労働省令で定める種類の居室サービスは、通所リハビリテーションとする。</p> <p>第四百十条の十九 法第十五条の十一において準用する法第七十二条第一項の厚生労働省令で定める種類の介護予防サービスは、介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設又は介護医療院により行われるものに限る。）とする。</p>
---	---

<p>第十七条 指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正</p> <p>改 正 後</p> <p>附 則</p> <p>(虐待の防止に係る経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の居室サービス等基準（以下「新居室サービス等基準」という。）第三条第三項（新居室サービス等基準第八十五条第一項に規定する指定居室療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及</p>	<p>改 正 前</p> <p>附 則</p> <p>(虐待の防止に係る経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の居室サービス等基準（以下「新居室サービス等基準」という。）第三条第三項及び第三十七条の二（新居室サービス等基準第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四</p>
---	---

(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)